

## 「緊急事態宣言」後の認定こども園の対応について

2020/4/13 付、札幌市子ども未来局より内閣府の通知および札幌市の見解が認定こども園に届きました。

### 【内閣府の通知】

「現時点で北海道は緊急事態宣言の指定地域に該当しないため、今までの国の通知に基づき教育保育の実施をしていただくことになる。」

### 【札幌市の見解】

現時点では引き続き保護者に対する感染防止の協力を継続し、当分の間は保護者が家庭で監護できる場合など、保護者が可能な限り家庭の保育に協力をお願いしているので、引き続き感染予防に留意した上で、教育保育実施いただきますようお願いします。

### 【園の方針】

内閣府、札幌市ともに教育保育の実施を求めており現時点で休園は行いません。園を利用している保護者の皆さんには、これまで同様可能な限り家庭保育にご協力ください。明日以降、連休明けまで小中学校が休校となります。学校関係の保護者の皆さんには登園自粛にご協力ください。

園は食材の発注に大変苦慮しています。発注は1週間単位で行っていますが食品ロスが深刻化しています。ロスの食材費は園の負担となります。このため、4月20日以降の登園状況を把握したく、各家庭に登園調査票を配布しますのでご協力ください。なお、保護者が学校関係の場合は調査票回収が間に合いませんので、登園しない方向でカウントさせていただきます。勤務の都合で登園する場合は、前日に連絡をお願いいたします。

今後札幌市が緊急事態宣言地域に指定された場合は、園が休園するケース、職種を限定して受け入れのケースが想定内となっていました。一人でも園内感染が発生した場合は、2週間程度休園となります。その構えも、対策も保護者の皆さんには必要となります。

園が持ちこたえるためにも、利用時間の短縮、お迎え時間の短縮、延長保育の自粛や時間短縮にこれまで以上にご協力ください。